

丸の内二丁目地区地域冷暖房施設の変更について

■ 地域冷暖房施設（DHC）とは

- 一定地域の建物群に対してプラントで製造した冷水、温水、蒸気等の熱媒を導管を通して供給し、冷房、暖房、給湯等を行うシステム

▶ 地域冷暖房施設の普及は、汚染物質の低減による環境の保全、効率的なエネルギー供給による省エネルギー化、熱源設備の一元管理による防災性の向上、個別建物の熱源機器設置スペース削減による省スペース化等の効果がある

■ 都市計画の位置づけ

- 都市計画法第11条第1項第3号において、「その他の供給施設」を都市施設に定めることができると規定
- 都市計画運用指針（C-3）において、**地域冷暖房施設が都市計画法第11条第1項第3号に定めるその他の供給施設に該当する旨**、また、**民間企業者により整備されるものであっても、積極的に供給施設を都市計画に定めることが望ましい旨記載**

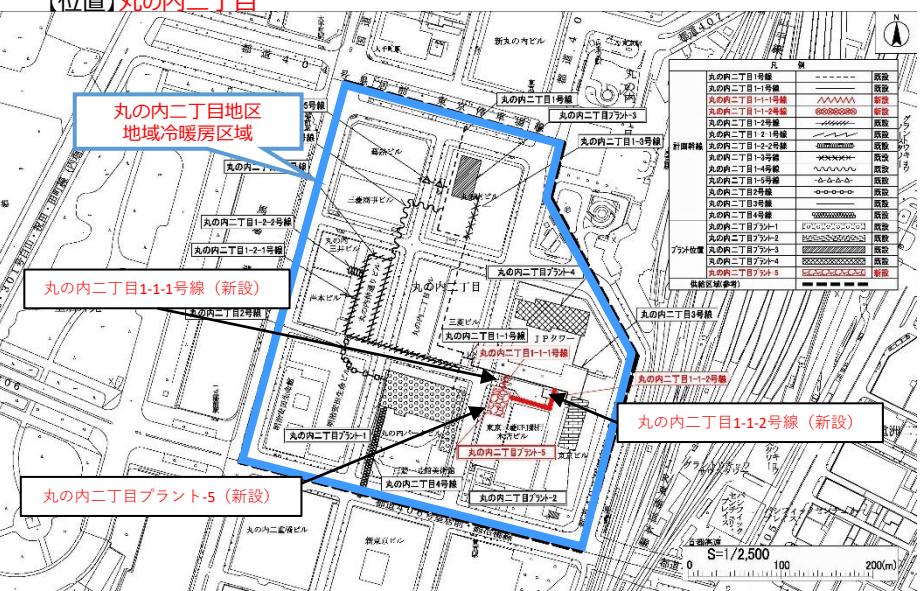
■ 対象範囲

【名称】丸の内二丁目地区地域冷暖房施設

【熱発生施設】丸の内二丁目プラント-5（新設）

【導管】丸の内二丁目1-1-1号線（新設）、丸の内二丁目1-1-2号線（新設）

【位置】丸の内二丁目

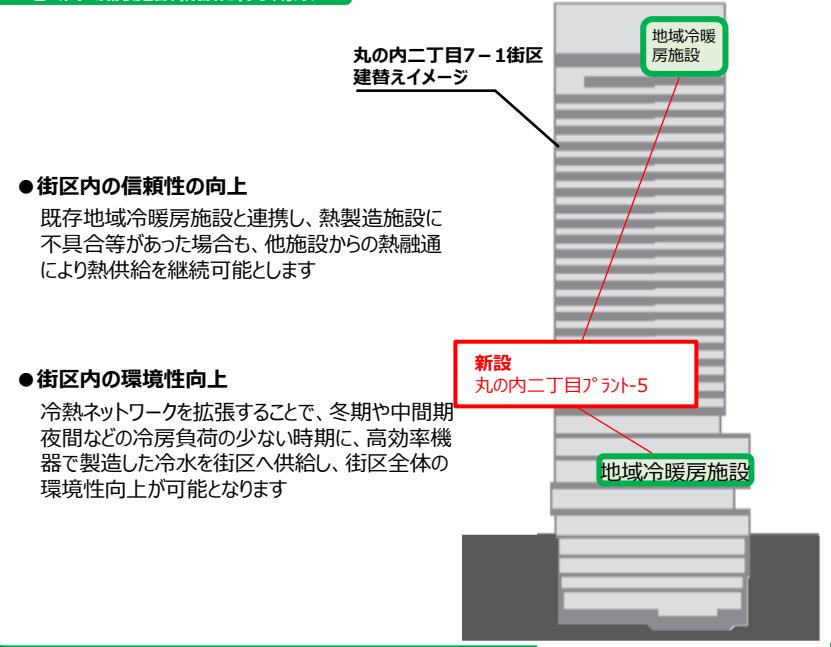


■ 概要

丸の内二丁目地区地域冷暖房施設は、平成12年2月に大気汚染防止と環境改善を図ることを目的に都市計画決定がなされ、既に熱供給事業を行っている。

本件は、丸の内二丁目7-1街区の建替え計画にあわせ、丸の内二丁目地区内に熱発生施設（丸の内二丁目プラント-5）と導管（丸の内二丁目1-1-1号線、丸の内二丁目1-1-2号線）の新設を行い、既存の熱発生施設（丸の内二丁目プラント-2および丸の内二丁目プラント-4）との冷水ネットワークを構築し相互バックアップの信頼性向上を図るとともに、低負荷時の高効率機器の優先運転による環境性向上を図る。また、蒸気ネットワークの構築による信頼性の更なる向上を図るために、都市計画を変更しようとするものである。

地域冷暖房施設新設に伴う効果



■ 今後のスケジュール

令和6年3月26日
千代田区都市計画審議会（報告）

令和6年7月頃
千代田区都市計画審議会（審議）

令和6年5月下旬～
都市計画法第17条に基づく縦覧・意見書の提出（2週間）

令和6年7月下旬
都市計画決定告示